石綿パトロール前 セルフチェックシート

10〜11月は、労基署・自治体（建設リサイクル法担当・環境部局）が合同で解体・改修現場に立ち入る「石綿対策 全国一斉パトロール」の時期です。指導の多くは書類の備付けや掲示といった基本事項です。着工前と作業中に一度点検してください。

現場名			
確認日		確認者	

① 事前調査 — 実際の指導件数が最も多い項目

☐	事前調査結果の写しが現場に備え付けてある	石綿則・大防法
☐	調査結果と作業概要を、現場の見やすい場所に掲示している（A3以上の大きさ）	石綿則・大防法
☐	報告対象工事（解体80㎡以上・改修100万円以上・特定工作物）は電子システムで報告済み	石綿則・大防法
☐	調査者の資格証の写しを添付している	石綿則
☐	特定工作物（ボイラー・配管・炉など）は工作物石綿事前調査者が調査している（2026年1月以降着工分から義務）	石綿則

② 作業現場 — レベル1・2は届出と隔離の記録、レベル3は湿潤化と非破砕

☐	レベル1・2：特定粉じん排出等作業実施届を作業開始14日前までに提出済み	大防法
☐	レベル1・2：隔離・負圧・集じん排気装置の点検記録がある	石綿則・大防法
☐	レベル1・2：作業後の取り残し確認を、石綿事前調査者か石綿作業主任者が行っている	石綿則・大防法
☐	レベル3：湿潤化し、原形のまま取り外している（破砕していない）	石綿則・大防法
☐	石綿作業主任者を選任し、氏名を掲示している	石綿則
☐	作業者の特別教育の記録がある（修了証の写し等）	石綿則
☐	作業レベルに合った保護具を着用している	石綿則
☐	作業計画書と作業写真の記録がある（作業記録は40年保存）	石綿則
☐	作業完了後、発注者へ結果を報告している	大防法

③ 廃棄物・運搬

☐	廃石綿等と石綿含有産業廃棄物を区分し、他の廃棄物と分けて保管している	廃掃法
☐	保管場所に石綿含有である旨の表示をしている	廃掃法
☐	成形板などを破砕せず、梱包・シート養生をしている	廃掃法
☐	マニフェストに石綿含有である旨を記載している	廃掃法
☐	収集運搬業者の許可が、運ぶ廃棄物の種類（特管・石綿含有）に合っている	廃掃法
☐	運搬車両の表示があり、許可証の写しを携行している	廃掃法
☐	積込時に破砕せず、飛散防止のシート掛けをしている	廃掃法

④ 建設リサイクル法

☐	対象建設工事の届出を着工7日前までに済ませている	建リ法
☐	建設業許可・解体工事業登録の標識と、届出済表示を掲示している	建リ法
☐	分別解体・再資源化を計画どおり実施している	建リ法

石綿事前調査・分析、石綿含有産廃の収集運搬のご相談は、
いつでもお気軽に！！
有限会社 加藤産業

イシワタ ヨクミロ
TEL 0120-148-493

出典：厚生労働省「石綿対策に係る全国一斉パトロール」、大阪府「令和8年6月 建築物解体現場等一斉パトロール実施結果」（2026年10月時点）